

大毘古命||大彦命について

A Study on Obiko = Ohi ko

by Yoshiteru Kikuchi
菊池良輝

第八代孝元天皇（『古事記』・大倭根子日子国玖琉命。『日本書紀』・^{おほやまとねこひこくくるのみこと}大日本根子彦国奉天皇）とウツシコメノミコト（『古事記』・内色許壳命。『日本書紀』・皇后鬱色謎命）との間の第一皇子にオホビ（ヒ）コノミコト（『古事記』・大毘古命。『日本書紀』・大彦命）なる人物がいた。

この皇子は崇神朝に、いわゆる「四道將軍」の一人として、北陸・会津方面に派遣されたことで、歴史にその名をとどめている。又、近年、埼玉県行田市・埼玉古墳群から出土した鉄刀銘文記載の「意富比塊」が、この皇子に比定されるなど、その活躍に注目されるものがある。さらには『新撰姓氏録』に皇子の系譜が多数掲載されており、その一族の繁栄ぶりが想像される。本論は、この皇子につき論じようとするものである。

それによると、オホビ（ヒ）コノミコトは、御巫溝直本・黒瀬益弘本・狩谷祓齋本・西山政年本・岩瀬文庫本・脇坂安元本・小西新右衛門甲本の七種が「大彦命」、井上頼閏本が「太彦命」と記載されているむね提示されている（〇印、原著者）。五七頁。

四、前掲一注・中巻崇神天皇条。一九〇一一页。及び、前掲二注・卷

五崇神紀十年九月丙戌朔甲午条。一六三一七頁。

五、斎藤忠編著『古代朝鮮・日本金石文資料集成』吉川弘文館。昭和五十八年。三〇一一页。及び、編集埼玉県教育委員会『稻荷山古墳出土鉄劍金象嵌銘概報』埼玉県自治振興センター内県政情報資料室。昭和五十七年参照。

一

〔注〕一、校注・訳 萩原浅男 鴻巣隼雄『日本古典文学全集『古事記・上代歌謡』』小学館・刊。昭和五十七年。一七五頁。

二、編輯者 黒板勝美・国史大系編修會『新訂増補国史大系『日本書紀・前編』』吉川弘文館刊行。昭和五十六年。一四八頁。

三、佐伯有清氏は、その著『新撰姓氏録の研究・本文篇』（吉川弘文館刊行。昭和四十七年）で、「姓氏録」の諸写本につき校勘され、

その中で各個有名詞他を、八種の写本につき一覧表を提示している。

〔二〕『日本書紀』孝元紀_二

大日本根子彦国奉天皇。七年春二月丙寅朔丁卯。立鬱色謎命為皇

表 I

		古事記	日本書紀
父	大倭根子日子国玖琉命(孝元天皇)		大日本根子彦国牽天皇(孝元天皇)
母	内色許壳命		皇后・鬱謎命
第1子	長男 (本人)	大毘古命	大彦命
第2子	次男	少名日子建猪心命	稚日本根子彦大日日天皇(第9代 開化天皇)
第3子	三男・ 長女	若倭根子日子大毘々命(第9代 開化天皇)	倭迹迹姫命 (一云。少彦男心命)

后。后生二男一女。第一曰大彦命。第二曰稚日本根子彦大日日天皇。
第三曰倭迹迹姫命。(一云。天皇母弟少彦男心命也)。

両書を表にしたもののが表 I である。

少なからず異同があるが、『旧事紀』には「諱大日本根子彦国牽天皇。七年春二月鬱色謎命立為皇后。誕生二男一女。児大彦命、次稚日本根子彦大日日尊、次倭迹迹姫命。」とあり、『書紀』の記述と同じである。

この異同を考証するに当たり、孝元天皇の皇子・皇女を、その生母毎に列記すると次の通りになる。

→『古事記』。

(イ)此天皇娶穗積臣等之祖内色許男命妹、内色許壳命生御子、大毘古命、次少名日子建猪心命、次若倭根子日子大毘々命(三柱)。
(ロ)又娶内色許男命之女、伊迦賀色許壳命生御子、比古布都押之信命。
(ハ)又娶河内青玉之女、名波邇夜須毘売生御子、建波邇夜須毘賣古命(二柱)。

(ニ)『日本書紀』^五

(イ)大日本根子彦国牽天皇。七年春二月丙寅朔丁卯。立鬱色謎命為皇后。后生二男一女。第一曰大彦命、第二曰稚日本根子彦大日日天皇、第三曰倭迹迹姫命。(一云。天皇母弟少彦思心命也)。

(ロ)妃伊香色謎命生彦太忍信命。
(ハ)次妃河内青玉繫女埴安姫、生武埴安彦命。

(ニ)『先代旧事本紀』^六

(イ)諱大日本根子彦国牽皇太子尊者、七年春二月、鬱色謎命立為皇后。誕生二男一女。児大彦命、次稚日本根子彦大日日尊、次倭迹々姫命。

(ロ)次妃河内青玉繫女埴安姫、生武埴安彦命。誕生四男一女。児大彦命(脚注、略)、次稚日本根子彦太日日尊、次彦太忍信命(同)、次武

大毘古命=大彦命について

表 II

母書	古事記	日本書紀	旧事紀(数字は誕生の順序)
記:内色許壳命	大毘古命	大彦命	①大彦命
紀:鬱色謎命	少名日子建猪心命	稚日本根子彦大日日	②稚日本根子彦大日日尊
旧:鬱色謎命	若倭根子日子大毘々命	倭迹迹姫命 (一云。少彦男神命)	倭迹迹姫命
記:伊迦賀色許壳命 紀・旧:伊香色謎命	比古布都押之信命	彦太忍信命	③彦太忍信命
記:波邇夜須毘壳 紀:埴安媛 旧:埴安姫	建波邇夜須毘古命	武埴安彦命	④武埴安彦命

埴安彦「同」、次倭迹々姫命〔伊勢斎祠〕。
以上を表にしたもののが表IIである。

表IIの異同を考える場合、『書紀』及び『旧事紀』には記されているが、『古事記』に記されていない「倭迹迹姫命」につき、まず考える必要がある。

『古事記』孝靈天皇条に「大倭根子日子賦斗邇命、又娶意富夜麻登玖邇阿礼比壳命生御子、夜麻登登母々曾毘壳命、次日子刺肩別命、次比古伊佐勢理毘古命、亦名大吉備津日子命、次倭飛羽矢若屋比壳〔四柱〕」とあり、『日本書紀』孝靈紀条に「大日本根子彦太瓊天皇、二年春二月丙辰朔丙寅、妃倭国香媛生倭迹迹日百襲姫命、彦五十狹芹彦命〔亦名吉備津彦命〕、倭迹迹稚屋姫命。」とある。『旧事紀』は『書紀』の記述と同様である。

『古事記』に記されている「夜麻登登母々曾毘壳命〔『紀』・倭迹迹日百襲姫命〕」につき、本居宣長は「此御名、夜麻登々のこと、書紀には、倭迹々稚屋姫命とあり、又御妹の御名、倭飛羽矢若屋比壳と申すも、書紀には、倭迹々稚屋姫命とありて、各互に少しづゝの異なるを、彼比照して参考るに、委く云ば倭登々なるを、登を一つ略て、倭登とも云るなり、又書紀崇神卷に、倭迹速」と云名もある、是も同じことなるを、迹を一略けるなり、凡て同音の重なるときは、一略かる例多し〔脚注、略〕、さて又書紀にも、御妹の御名にも共に、登の下に毘てふ言あれば、此も然るべきが、脱たるにやとも見ゆめれど、然らず、毘は称名なれば、添ても省きて云るにて、此は本より添ざるなり、御妹の御名倭飛を、書紀には、倭迹々とありて、毘はなく、又彼崇神卷なる倭迹速は、速と連きたるさへ同じきにも、毘は添ざる、これらを以准べし」と述べている。

又、『日本書紀』崇神紀条に「十年秋九月丙戌朔壬子。是後、倭迹

述日百襲姫命為大物主神之妻、然其神常晝不見而夜來矣。倭迹姫命語夫曰、君常晝不見者、分明不見視其尊顔、願暫留之、明日仰欲觀美麗之威儀。大神対曰、言理灼然、吾明旦入汝櫛笥而居、願無驚吾形。爰倭迹述姫命心裏密異之、待明以見櫛笥。遂有美麗小蛇^(二)」とあり、倭迹姫命百襲姫と倭迹姫命が同一人として描かれている。

尚、同じ崇神紀同年条に「(崇神)天皇姑倭迹姫命^(三)」(○印筆者)とある。「姑^(みをば)」につき、宣長は「又父の姉妹を姑^(おば)と云ひ、祖父の姉妹をば王姑^(おぼをば)と云て分るは、やゝ後のことにしてこそありけめ、いと上代には、

何れをも同じく袁婆^(をば)とぞ云ひ、そは子孫を凡て子と云ひ、先祖を凡て於夜と云しと同例なり、されば孝靈の皇女を、崇神の姑^(みをば)とあるも、違へるに非ず、又孝靈の皇女、崇神の御世には、百歳に余り賜ふべしと云疑は、

諾なれども、凡て上代の事は、年紀を以云ときは此と彼^(れ)と合はざることは常なれば、必しも其を執へて、深く疑ふべきに非ず^(一)」と述べ、倭迹姫命と倭迹姫命が別人であることを否定している。

これらにより、『書紀』及び『旧事紀』に、孝元天皇と鬱色謎命との間の第三子(末子)として描かれている「倭迹姫命」は、孝靈天皇と倭国香媛(『記』・意富夜麻登玖邇阿礼比壳命)との間の長女・倭迹姫命(『記』・夜麻登母々曾毘壳命)を指す、と判断してよさそうである。

もう一人の弟、「若倭根子日子大毘古命(後の第九代開化天皇)」と、他の兄弟との関係を考えてみる。
①『古事記』崇神天皇条に「故大毘古命罷^(二)往於高志國之時、服腰裳少女立山代之幣羅坂而歌曰、
古波夜 美麻紀伊理毘古波夜 美麻紀伊理毘古波夜 意能賀袁袁 奴須美斯勢牟登 斯理都斗用 伊由岐多賀比 麻幣都斗用 伊由岐多賀比宇迦々波久 斯良爾登 美麻紀伊理毘古波夜
於是大毘古命思怪返馬、問其少女曰、汝所謂之言何言。爾少女答曰、吾勿言。唯為詠歌耳。即不見其所如而忽失。故大毘古命更還參上、請於天皇時、天皇答詔之、此者為任山代國我之庶兄建波邇安王起邪心之表耳。伯父興軍宜行^(三)」(○印筆者)とある。

②崇神天皇については、『古事記』開化天皇条に「若倭根子日子大毘古命、^(一)又娶庶母伊迦賀色許壳命生御子、御真木入日子印惠命、次御真津比壳命^(二)」とあり、『日本書紀』崇神紀条に「御間城入彦五十瓊殖天皇^(三)」とあつて、誕生の事情を説明している。

さらに③『古事記』崇神天皇条に「御真木入日子印惠命坐師木水垣宮、治天下也^(三)」とあり、『日本書紀』崇神紀条に「御間城入彦五十瓊殖天皇、稚日子根子彦大日天皇第二子也、母曰伊香色謎命、物部氏遠祖大綜麻杵之女也、天皇十九歲立為皇太子、^(一)元年春正月壬午朔甲午、皇太子即天皇位。^(二)」とあつて第十代の天皇位に就いたことが知れる。

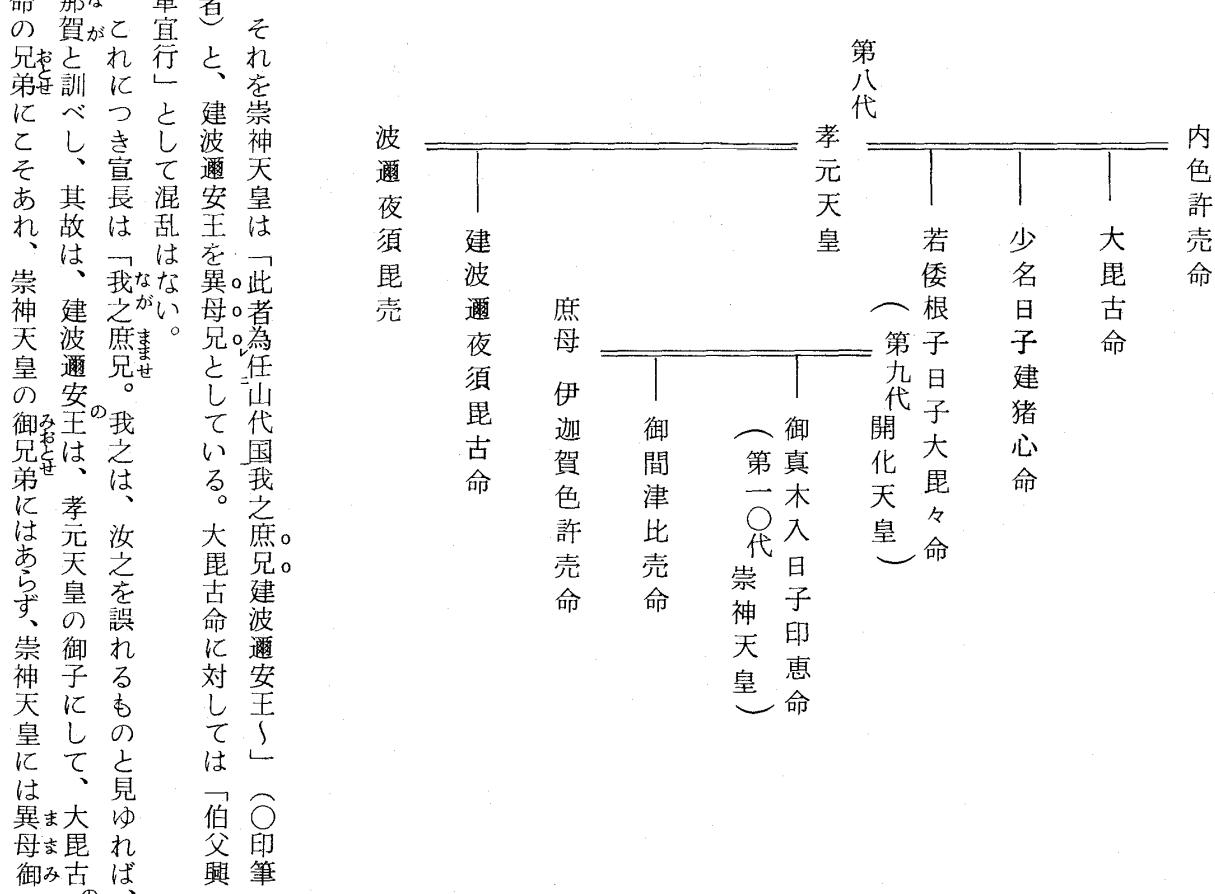
今、表Ⅱ及び②③から『古事記』による関係図を作成すると次頁の図の通りとなる。

①に記されている「建波邇安王」は表Ⅰ及び上掲図の「建波邇夜須毘古命」と同一人である。すなわち「建波邇夜須毘古命」と崇神天皇とは、図に見られる通り伯(叔)父・甥の関係のはずである。

尚、宣長は、「少名日子建猪心命」の「猪心」を「武^(たけ)き心を云なるべし」と解説しているが、他には「屋主忍武雄心命」「云武猪心^(モ)」・「名日子建猪心命^(モ)」である。少名日子建猪心命は、名前の通り「御兄の大毘古に対へる名」であり、兄弟関係を示す。

建膽心命^(元)・「屋主忍雄建猪心命^(元)」(いずれも同一人)がいる。

大毘古命=大彦命について



叔父なればなり」と述べ、その注で「故れをば師も疑ひて、御庶伯父なるを、庶兄と書ることは、由あるか知らず、姑くアラメヲヂと訓てあるべしと云れき、然れども伯父を兄と云ベキ謂れもなく、又庶伯父とあらむを、庶兄と写し誤るべきにも非ず。且伯父甥の間よりも、兄弟の間は、近く親きものなれば、其の兄弟なる大毘古命に對て詔はむには、必汝之が庶兄とこそ詔ふべきことなれ、親しき兄弟をさしおきて、や、疎き御甥の、我之伯父とは詔ふまじきことにこそ、然るに今諸本共に、我はあるは、汝字を後に写誤れるか、又那と阿とは、殊に近き音にて、通はし云る例もあるほどなれば、阿礼が口に誦し声より錯ひて、安麻呂朝臣は、阿と聽取れるまゝに、何心もなく、我と書れたるにもあるべくや、凡て此記は、阿礼が誦を聞くまゝに記せる書なれば、さることもあるまじきに非ず、其はとまれかくまれ、かならず汝にてあるべきことなり」と断じてある。

宣長の通りとすれば、①に矛盾はない。

大毘古三兄弟の名を見た場合、大毘古命と少名皇子建猪心命とは、宣長も述べているように「大」「少」が対称し、「び」の音（毘・日）を共通するなど、兄弟関係を類推し得るのに對し、もう一方の若倭根子皇子大毘古命は「び」の音を共通するとは言え、むしろ、父親とされる大倭根子皇子国玖琉命に、より密接な要素（ワカヤマトネコヒコリオホヤマトネコヒコリ）を持つという疑問もある。しかし、こゝでは三兄弟は「同腹の兄弟」とする。

『古事記』に載っている「若」の字が付く御子・御孫子を掲げたものが表Ⅲであり、『書紀』に載っている「稚」の字が付く御子・御孫子を掲げたものが表Ⅳである。

『古事記』には「若」の付く御子・御孫子が二十七人載っているが、

それを崇神天皇は「此者為任山代國我之庶兄建波邇安王也」（○印筆者）と、建波邇安王を異母兄としている。大毘古命に対しては「伯父興軍宜行」として混乱はない。

これにつき宣長は「我之庶兄。我之は、汝之を誤れるものと見ゆれば、那賀と訓べし、其故は、建波邇安王は、孝元天皇の御子にして、大毘古の命の兄弟にこそあれ、崇神天皇の御兄弟にはあらず、崇神天皇には異母御

表Ⅲ 「古事記」記載の「若」の字の付く御子・御孫子の同腹の兄弟・姉妹の位置（但し、神名を除く）

〔位置の欄の○印は、同性の兄弟・姉妹の末子（異性間の末子を含む）を⊗印は一子の場合を示す〕

名 前	父 の 名	生 母 の 名	位 置	兄 弟 構 成	備 考
若御毛沼命（神倭伊波礼鬼古命）	鶴葦草葦不合命	玉依鬼壳命	○ 四男		
倭飛羽矢若屋比売	大倭根子日子賦斗邇命	意寳夜麻登玖邇阿礼 比完命	○ 二男二女	父は孝靈天皇○末子	
若日子建吉備津日子命	同 上	蠅伊呂杼	○ 二男	同 上	
若倭根子日子大毘々命	大倭根子日子国玖疏命	内色許壳命	○ 三男	父は孝元天皇	
水穂之真若王	日子坐王	息長水依比売	次男 三男二女	日子坐王は開化天皇の御子	
山代之大筒木真若王	同 上	袁祁都比売命	長男 三男	同 上	
伊耶能真若命	御真木入日子印恵命	御真津比売命	次男 三男三女	父は崇神天皇	
若木入日子命	伊久米伊理鬼古伊佐知命	水羽州比売命	○ 四男一女	父は垂仁天皇○末子	
若帶日子命	大帶日子渺斯呂和氣天皇	八坂之入日壳命	長男 三男一女	父は景行天皇	
若木入日子王	同 上	妻	長男 二男四女	同 上	
(品陀) 真若王	同 上	伊那鬼能若郎女	長男 二男	同 上	
若建王	倭建命	弟橘比売命	⊗ 一男	倭建命は景行天皇の御子	
伊奢之真若命	品陀和氣命	高木之入日壳命	○ 三男二女	父は応神天皇○第3子	
若沼毛二俣王	同 上	息長真若中比売	⊗ 一男	同 上	
八田若郎女	同 上	宮主矢河枝比売	長女 一男二女	同 上	
宇遲之若郎女	同 上	袁那弁郎女	⊗ 一女	同 上	

大彦命=大命について

名 前	父 の 名	生 母 の 名	位 置	兄 弟 構 成	備 考
幡 日 之 若 郎 女	同 上	日 向 之 泉 長 比 売	○	二 男 一 女	同 上 ○ 末 子
男 浅 津 間 若 子 宿 禰 命	大 雀 命	石 之 日 売 命	○	四 男	父 は 仁 德 天 皇
波 多 毘 能 若 郎 女 (若 日 下 部 命)	同 上	髮 長 比 売	○	一 男 一 女	同 上 ○ 末 子
大 長 谷 若 建 命	男 浅 津 間 若 子 宿 禰 命	忍 坂 之 大 中 津 比 売 命	○	五 男 四 女	父 は 允 慎 天 皇 ○ 第 7 子
妹 若 帯 比 売 命	大 長 谷 若 建 命	韓 比 売	○	一 男 一 女	父 は 雄 略 天 皇 ○ 末 子
小 長 谷 若 雀 命	意 祢 王	春 日 大 郎 女	長 男	二 男 四 女	父 は 仁 賢 天 皇
真 若 王	同 上	阿 倍 之 波 延 比 売	○	同 上	同 上 ○ 仁 賢 紀 に は 「 真 雅 末 子 ○ 皇 女 」 と あ り 皇 女
若 屋 郎 女	袁 本 比 命	長 女	一 男 二 女	父 は 繼 体 天 皇	
倉 之 若 江 王	建 小 広 国 押 檀 命	橘 之 中 比 売 命	○	一 男 二 女	父 は 宣 化 天 皇 ○ 末 子
橘 本 之 若 子 王	天 国 押 波 流 岐 広 庭 天 皇	岐 多 斯 比 売	九 男	十 男 三 女	父 は 鈦 明 天 皇 ○ 第 12 子 末 子 の 「 泥 杵 王 」 は 鈦 明 紀 で は 「 舍 人 皇 女 」 と す る (注)
長 谷 部 若 雀 命	同 上	小 兄 比 売	○	五 男	同 上

人 数 (A)	1 子 のみ (B)	複 数 兄 弟 (C)	末 子 (D)	D / C × 100 (%)
27 人	3 人	24 人	14 人	58.3%

(注) 「泥 杵 王」を 皇 女 と す る と、「橘 本 之 若 子 王」は「末 子」と な り、割 合 は $15 / 24 \times 100 = 62.5\%$ と な る。

※ 人名検索は 武田祐吉訳注『新訂古事記』(角川文庫。昭和56年)の「語句索引」によった。

表IV 「日本書紀」記載の「稚」の字の付く御子・御孫子の同腹の兄弟・姉妹の位置（但し、神名を除く）
〔位置の欄の○印は同性の兄弟・姉妹の末子（異性間の末子を含む）を、⊗印は一子の場合を示す〕

名 前	父 の 名	生 母 の 名	位 置	兄 弟 構 成	備 考
稚三毛野命	彦波瀬武鷦鷯草葺不合尊	玉 依 姫 ○	四 男	「一書日」	
稚武彦命	大日本根子彦太瓊杵天皇	妃 組 某 弟 ○	二 男	父は孝靈天皇	
倭迹稚屋姫命	同 上	妃 倭 国 香 媚 ○	一男二女	同 上	
稚日本根子彦大日天皇	大日本根子彦国春天皇	皇后 麒色謎命 ○	二男一女	父は孝元天皇○第2子	
稚城瓊入彦命	活目入彦五十狹茅天皇	皇后 日葉酢媛命 ○	三男二女	父は垂仁天皇○末子	
稚浅津姫	同 上	次妃 篠瓊入媛 ○	一男一女	同 上 ○末子	
稚足彦天皇	大足彦忍代別天皇	妃 八坂入媛 長男	七男六女	父は景行天皇	
稚倭根子皇子	同 上	同 上 四男	同 上	同 上 (注)	
稚武王	日本武尊	妃 両道入姬 男女 ○	三男一女	日本武尊は景行天皇の御子 ○末子	
稚武彦王	同 上	妃 弟 橘 媚 ○	一男	同 上	
去来真稚皇子	葦田天皇	妃 高城入姫 ○	三男二女	父は応神天皇○第3子	
菟道稚郎子皇子	同 上	次妃 宮主宅媛 ○	一男二女	同 上	
稚野毛二派皇子	同 上	次 妃 弟 媚 ○	一男	同 上	
菟道稚郎姫皇子	同 上	次妃 小蘿 媚 ○	一女	同 上	
雄朝津間稚子宿禰天皇	大鷦鷯天皇	皇后 磐之媛 ○	四男	父は仁徳天皇	
更名嶋稚子(億計王・更名大石尊)	市辺押磐皇子(磐坂市辺押羽皇子)	荑 媚 長男	三男二女	市辺押磐皇子は履中天皇の御子	
更名来目稚子(弘計王)	同 上	同 上 次男	同 上	同 上	
大泊瀬稚武(大泊瀬幼武)天皇	雄朝津間稚子宿禰天皇	皇后 忍坂大中姫 ○	五男四女	父は允恭天皇○第7子	
星川稚宮皇子	大泊瀬幼武天皇	稚 媚 ○	二男	父は雄略天皇	

大毘古命=大彦命について

名 前	父 の 名	生 母 の 名	位 置	兄 弟 構 成	備 考
白髮武広国押稚日本根子天皇	同 上	元 妃 韓 媛	⊗	一男一女	同 上
稚足姫皇女(更名榜幡娘皇女)	同 上	同 上	○	一男一女	同 上 ○末子
小泊瀬稚鷦鷯天皇	億計天皇(諱大脚・更名大為)	前妃春日大娘皇女	⊗	一男六女	父は仁賢天皇○第6子
真稚皇女	同 上	同 上	○	同上	同 上
稚綾姫皇女	男大迹天皇(更名彦太尊)	次 妃 莞 媛	長女	一男二女	父は稚体天皇
小野稚郎皇女(更名長石姫)	同 上	次 妃 関 媛	○	三女	同 上
倉稚綾姫皇女	武小広国押盾天皇	皇 后 橘 仲 皇 女	○	一男三女	父は宣化天皇○第3子
橘本稚皇子	天国排開広庭天皇	堅 塩 媛	○	七男六女	父は欽明天皇○第12子

人 数 (A)	1 子 のみ(B)	複数兄弟(C)	末 子 (D)	D / C × 100 (%)
27人	6人	21人	16人	76.2%

(注) 「一書云」に「稚倭根子皇子」は皇行天皇と皇后稚日稚郎姫との間の「末子」(三男中)とあり、
そうなると $17 / 19 \times 100 = 89.5\%$ となる。

*※ 人名検索は 六国史索引編集部『日本書紀索引』(吉川弘文館。昭和57年)の「人名」によった。

内、一子のみの三人を除いた二十四人中、十四人が「末子」である。割合にして約六割弱である。「泥杵王」を皇女とすると、六割強である。

『書紀』には「稚」の付く御子・御孫子が二十七人載っているが、内、一子のみの六人を除いた二十一人中十六人が「末子」である。割合にして約七割六分である。「稚倭根子皇子」を「一書云」に従つて「末子」とすれば、その割合は、実に約九割である。

数字の上からは、かなりの「割合」であると思われる。

一方、少名日子建猪心命||少彦男心命に付いている「少」については、他には『古事記』に「少名毘古那神」^{アマハタノミコト}一神が、『書紀』の四神出生に「底津少童命」^{アツタツミコト}「中津少童命」^{ウチツミコト}「表津少童命」^{ヒツミコト}の三神が、同じく宝剣出現在「少彦名命」^{アマヒコトナミコト}の計四神が記されているのみである。

「少」の字の付く人名はかなり特殊であると共に、資料にはなり得ないことが分かる。

これにより、少名日子建猪心命||少彦男心命の兄弟の位置は、弟であることとは確かであるが、それ以上の類推是不可能である。しかし、若倭根子日子大毘々命||稚日子根子彦大日天皇については、「末子」である確率はかなり高かったと思われる」と言つて良いのではないか。すなわち、大倭根子日子国玖琉命（孝元天皇）と内色許売命との間に生まれた三人の皇子は、『古事記』に載っている、長男・大毘古命、次男・少名日子建猪心命、三男・若倭根子日子大毘々命という記述が正しい、ということになる。

和四十五年。二二六一七頁。

四、前掲一注・中卷孝元天皇条。一七七頁。

五、前掲二注・卷四孝元紀条。一四九一五〇頁。

六、前掲三注・卷七天皇本紀孝元紀条。二二六一七頁。

七、前掲一注・一七五頁。

八、前掲二注・一四八頁。

九、前掲三注・二一五頁。

一〇、編集校訂 大野晋・大久保正△本居宣長全集第十卷『古事記伝二』卷二一黒田宮卷▽筑摩書房。昭和五十一年。四八六一七頁。

一一、前掲二注・一六三一六頁。

一二、前掲二注・一六四頁。

一三、前掲一〇注・四八八頁。

一四、前掲一注・一七七頁。

一五、前掲一〇注・五〇二頁。

一六、前掲一〇注・五〇二頁。

一七、前掲二注・卷七景行紀三年春二月庚寅朔条。一九八頁。

一八、前掲三注・卷七崇神紀四年春二月甲子朔丁卯条。二二一〇頁。

一九、佐伯有清著△『新撰姓氏録の研究・本文篇』右京皇別条▽吉川弘文館刊行。昭和四十七年。一七三頁。

二〇、前掲一注・一九〇頁。

二一、前掲一注・一九〇頁。

二二、前掲一注・一八一頁。

二三、前掲二注・一五一页。

二四、前掲一注・一八四頁。

二五、前掲二注・一五七頁。

二六、前掲一〇注・△第一一卷『古事記伝三』卷二三水垣宮▽昭和五十一年。五〇頁。

[注] 一、校注・訳 萩原浅男 鴻巣隼雄△日本古典文学全集『古事記・上代歌謡』△小学館・刊。昭和五十七年。一七七頁。

二、編輯者 黒板勝美・国史大系編修會△新訂増補国史大系『日本書紀・前編』△吉川弘文館刊行。昭和五十六年。一四九頁。

三、鎌田純一『先代舊事本紀の研究・校本の部』吉川弘文館刊行。昭

二七、前掲二注・一七頁。

二八、前掲二注・四六頁。

大毘古命=大彦命について

大毘古命II大彦命が活躍するのは、先にも触れたように、第十代崇神天皇の御世である。

彼は北陸・東北地方平定作戦の、おそらく「最高指令官」として出發する。その途上、建波邇安王II武埴安彦の謀反を察知して、これを討ち、

又、棄児を捨うなどの挿話を残しつゝ、北陸を経て会津地方に入り、崇

神朝の全国統一に大きく寄与するのである。

その事実を『古事記』は次のように伝えている。

「又此之御世、大毘古命者遣高志道、其子建沼河別命者遣東方十二道而、令和平其麻都漏波奴人等。又日子坐王者遣旦波國、令殺玖賀耳之御笠。故大毘古命罷往於高志國之時、服腰裳少女立山代之幣羅坂而歌曰、

古波夜 美麻紀伊理毘古波夜 美麻紀伊理毘古波夜 意能賀袁哀

奴須美斯牟登 斯理都斗用 伊由岐多賀比 麻幣都斗用 伊由岐

多賀比 宇迦々波久 斯良爾登 美麻紀伊理毘古波夜

於是大毘古命思怪返馬、問其少女曰、汝所謂之言何言。爾少女答曰、

吾勿言。唯為詠歌耳。即不見其所如而忽失。故大毘古命更還參上、請於

天皇時、天皇答詔之、此者為任山代國我之庶兄建波邇安王起邪心之表耳

伯父興軍宜行。即副丸邇臣之祖、日子國夫玖命而遣時、即於丸邇坂居忌

益而罷往。於是到山代之和訶羅河時、其建波邇安王興軍待遮、各中挾河

而、対立相挑。故号其地謂伊杼美〔今謂伊豆美〕。

爾日子國夫玖命乞云、其廂人先忌矢可彈。爾其建波爾安王雖射不得中

於此國夫玖命彈矢者、即射建波爾安王而死。故其軍悉破而逃散。爾追一迫其

逃軍到久須婆之度時、皆被迫窘而、屎出懸於褲。故号其地謂屎褲〔今者

謂久須婆〕。又遮其逃軍以斬者、如鶴浮於河。故号其河謂鶴河也。亦斬波布理其軍士。故号其地謂波布理曾能。如此平訖、參上覆奏。

故大毘古命者隨先命而、罷行高志國。爾自東方所遣建沼河別與其父大

毘古共、往遇于相津。故其地謂相津也。是以各和平所遣之國政而覆奏。爾天下太平、人民富榮。於是初今貢男弓端之調、女手末之調。」

又、『日本書紀』崇神紀十年九月丙戌朔甲午条では次のように伝えて

いる。

「以大彦命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彦遣西道、丹波道主命遣丹波。因以詔之曰、若有不受教者、乃舉兵伐之。既而共授印綬為將軍。」

さらに十八日後の壬子条には次のように伝えている。

「大彦命到於和珥坂上、時有少女歌之曰」

二云大彦命到山背平坂。
時道側有童女歌之曰

瀬磨紀異利寐胡播擲、飫廻餓烏鳩、志齊務苦、農殊末句志羅珥、比

壳那素寐殊望〔脚注略〕

於是大彦命異之、問童女曰、汝言何辭、對曰、勿言也、唯歌耳。乃重詠先歌忽不見矣。大彦乃還而具以狀奏。於是天皇姑倭迹迹日百襲姫命、聰明叡智、能識未然。乃知其歌恠、言于天皇。是武埴安彦將謀反之表者也。吾聞武埴安彦之妻吾田媛、密來之取倭香山土、裹領巾頭、而祈曰、是倭國之物矣、乃反之、是以知有事焉、非早凶必後之。

於是更留諸將軍而議之。未幾時、武埴安彦與妻吾田媛、謀反逆興師忽

至、各分道而夫從山背、婦從大坂、共入欲襲帝京。時天皇遣五十狹芹彦

命擊吾田媛之師、即遮於大坂皆大破之、殺吾田媛悉斬其軍卒。復遣大彦

與和珥臣遠祖彥國葺向山背擊埴安彦。

爰以忌氣鎮坐於和珥武錄坂上。則率精兵進登那羅山而軍之。時官軍屯

聚而躡草木、因以号其山曰那羅山。更避那羅山而進到輪韓河、与埴安

彦挾河屯之、各相挑焉。故時人改号其河曰挑河。今謂泉河訛也。

埴安彦望之間彦國葺曰、何由矣汝興師來耶。對曰、汝逆天無道、欲傾

王室、故舉義兵欲討汝逆、是天皇之命也。於是各爭先射。武埴安彦先射

彦國葺、不得中。後彦國葺射埴安彦、中胸而殺焉。

其軍衆脅退。則追破於河上、而斬首過半。屍骨多溢。故号其処曰羽振
苑。亦其卒怖走、屎漏于褲。乃脱甲而逃之、知不得免、叩頭曰我君。故
時人号其脱甲処曰伽和羅。褲屎処曰屎褲。今謂樟葉訛也。又号叩頭之処
曰我君。」

こうして畿内での謀反を討ち、四道将軍として「不受教者」の平定に
出発、十一年四月に凱旋するのである。以下はその記述である。

「冬十月乙卯朔。詔群臣曰、今返者悉伏誅、畿内無事。唯海外荒俗、
騷動未止、其四道將軍等今急發之。丙子、將軍等共發路。十一年夏四月

壬子朔己卯。四道將軍以平戎夷之狀奏焉。」

又、大彦命が遠征途上の出来事であろうか、『姓氏錄』は次のようない
挿話を載せている。

「難波忌寸。大彦命之後也。阿倍氏遠祖大彦命。磯城瑞籬宮御宇天皇
御世。遣治蝦夷之時。至於兔田墨坂。忽聞嬰兒啼泣。即認覓獲棄嬰兒。
大彦命見而大歎。即訪求乳母。得兔田弟原媛。便付嬰兒曰。能養長安
酌功。於是成人奉送之。大彦命為子愛育。号曰得彦宿禰者。異說並存」。
こゝでは、大彦命が「武断」ばかりの將軍ではなく、慈愛あふれる心
の豊かな人間性の持ち主として描かれている。後の継体紀の記事と照ら
し合せてみる時、その人間性は、大方、事実であつたろう。

尚、『日本書紀』継体紀二十四年春一月丁未朔条に次の記事がある。

「詔曰、自磐余彦之帝、水間城之王、皆頗博物之臣、明哲之佐。故道
臣陳謨而神日本盛。大彦申略而贍瓊殖用隆。」

こゝに記されている大彦が「大彦命」の、贍瓊殖が崇神天名の諱名「
御間城入彦五十瓊殖」の、それぞれの簡略化されたものであることは述べ
るまでもない。

継体天皇は、崇神天皇から数えて十六代目の天皇である。十六代を経
てもなお「博物之臣、明哲之佐」の一人として、しかも、特に名前が挙
がる程の記憶を、人々に残しているのである。崇神天皇の補佐役として

十二分にその任を果たしたと思われる。

尚、継体天皇は、武烈朝断絶の後を受け、「應神天皇五世の孫」を称
し、「越前・三国」から上京、天皇位に就いた事情がある。

大彦命は「北陸」に駒を進めている。

継体天皇が、十六代前の天皇の補佐役・大彦命の名を特に挙げたのは、
安本美典氏の研究によれば、十六代前は約一六〇年前である、継体天
皇の系譜の中に、大彦命の系譜が何らかの形で関与している、というこ
とも考えられるのであるまい。

ところで、長男に生まれ、相当な資質にも恵まれ、且つ、その資質を
十二分に發揮する能力も気力もあつた大彦命が、なぜ天皇位に就かなか
ったのであるうか。飯田武郷は、『日本書紀』崇神紀十年九月丙戌朔甲
午条の「以大彦命、遣北陸」に解説して次のように述べている。

「大彦命は、孝元天皇第一皇子。至此百二十三歳許、と集解に云り。
猶、重胤説に、按ふに孝元天皇紀に、第一曰大彦命とありて、第二は開

化天皇也。其二十二年に、立太子の御事有て、年十六と見えたれば、其
開化天皇は七年癸巳の降誕なり。然るに其同し七年に、立後の御事おは
しましければ、其時に生坐るに就て、儲位に昇むへるを、大彦命は其御
兄には當たらせ玉へれとも、実は未天位に即玉はさりし以前の御子なる
から、其長子には坐せとも、儲君には立玉はさりしなるへし」。

飯田武郷の『書紀』の年数への見方は、そのまゝ取ることはできない
が、「開化天皇は孝元天皇七年の生まれである。その同じ七年に鬱色謎
命が立后しているので、大彦命は、それ以前に誕生した皇子であるから、
帝位に昇らなかつた」との見方は一考に値する。

以上、述べたもの、内、大毘古命・大彦命に関連する地名には次のもの
があるのである。

大毘古命＝大彦命について

(一) 古事記
 高志道・山代之幣羅坂・丸邇坂・山代之和詞羅河(伊杼美)・伊豆美
 久須婆之度(屎揮)・鶴河・波布理曾能・相津

(二) 日本書紀
 北陸・和珥坂(一云。山背平坂)・倭香山・大坂・和珥武鑠坂・那
 羅山・輪韓河(挑河)・泉河・羽振苑・伽和羅・屎揮・樟葉・我君。

(三) 姓氏録

兎田墨坂

この他に、崇神天皇の皇居のあつた、『記』・『紀』に共通の地名は同
 一箇所に表示した。

(イ) 『記』・『紀』・『紀』・『紀』・『紀』・『紀』・『紀』・『紀』・『紀』

10

本居宣長は「師木は、和名抄、に大和国城上郡城下郡とある是なり。

神名帳に城上郡志貴御県坐神社もあり」と述べている。現在の奈良県桜井

市金屋の志貴御県坐神社の地といふ。

(ロ) 『記』・『記』・『記』・『記』・『記』・『記』・『記』・『記』・『記』

10

「越國」である。いわゆる「北陸道」であり、『旧事紀』に記す若狭^セ
 本居宣長は「師木は、和名抄、に大和国城上郡城下郡とある是なり。
 神名帳に城上郡志貴御県坐神社もあり」と述べている。現在の奈良県桜井
 市金屋の志貴御県坐神社の地といふ。

(ハ) 『記』・『記』・『記』・『記』・『記』・『記』・『記』・『記』・『記』

10

「越國」である。いわゆる「北陸道」であり、『旧事紀』に記す若狭^セ
 本居宣長は「師木は、和名抄、に大和国城上郡城下郡とある是なり。
 神名帳に城上郡志貴御県坐神社もあり」と述べている。現在の奈良県桜井
 市金屋の志貴御県坐神社の地といふ。

又、『和名抄』では若狭国(遠敷郡・大飯郡・三方郡)・越前国
 (敦賀郡・丹生郡・今立郡・足羽郡・大野郡・坂井郡)・加賀国(江沼郡
 ・能美郡・石川郡・加賀郡)能登国(羽咋郡・能登郡・鳳至郡・珠洲郡)
 ・越中国(礪波郡・射水郡・婦負郡・新川郡)・越後国(頸城郡・三嶋
 郡・魚沼郡・古志郡・蒲原郡・磐船郡・沼垂郡)・佐渡国(羽茂郡・雜
 太郡・賀茂郡)の七国がその範囲に入る。

今、十三の国造の置かれた場所を現在地に比定すると表Vのようになる。

(ハ) 『記』・『山代之幣羅坂』・『紀』・『和珥坂』・一云、山背平坂。

表 V 「北陸道」国造一覧

国 造	旧国・郡・郷名	現在比定地
若 狭	若狭国遠敷郡	福井県小浜市
角 鹿	越前国敦賀郡	福井県敦賀市
三 国	越前国坂井郡	福井県坂井郡三国町・坂井町・金津町
江 沼	加賀国江沼郡	石川県江沼郡・小松市
加 我	加賀国加賀郡	石川県金沢市
加 宣	能登国能登郡加賀郷?	石川県鹿島郡鹿島町
能 登 (等)	能登国能登郡	石川県七尾市
羽 咋	能登国羽咋郡羽咋郷	石川県羽咋市
伊 弥 頭	越中国射水郷	富山県射水郡
高 志	越後国古志郡	新潟県西蒲原郡・三島郡
高 志 深 江	越後国頸城郡沼川郷	新潟県三条市
久 比 岐	越後国頸城郡	新潟県西頸城郡青梅町
佐 渡	佐渡国	新潟県佐渡郡真野湾に臨む地域

※ 原本は出典とし、全国造の項に「旧事記・国造本紀」を掲げている。

本居宣長は「古倭より、越國へは、山城近江を経て下りしなり、さて幣良坂と云は、其道次とは聞えたれども、此より外に物に見えねば、何處ばかりに在にか、詳ならず、此の時のさまを思ふに相樂郡の内、倭國の境に近き地にてはあるべし」と述べ、さらに「なほ其あたりの地理をよく尋ねば、考知らるゝこともあるべし、若くは今世に、一之坂と云処ならむか、此は木津川より南にて、倭國の境なり」と注記している。

『書紀』には「和珥坂。一云、山背平坂」とある。『古事記』の幣良坂の「幣」と、『書紀』の平坂の「比」の音につき宣長は「幣と比とは、殊に近く通ふなれば、何れにも云しなるべし、日置を幣伎とも云類なり」と述べ、幣良坂と平坂とが同一の可能性があることを示唆している。

この事につき荻原氏は次のように述べておられる。

「崇神紀に「和珥坂」とあり、これは奈良県天理市和爾町の坂。また同書の二云には「山背の平坂」とあり『万葉集』二九に「…あをによし平山を越え…」とあるので「平坂」はナラサカとも訓める。奈良坂は奈良市の北、般若寺坂を越えて京都府相楽郡木津町に至る坂をいう。」これにより、『古事記』の「山代之幣羅坂」と『書紀』の「山背平坂」が同一場所を指している可能性は強い、と言つて良い。そうなると「和珥坂」が合わなくなる。地勢上から見て、大彦命は「和珥坂」を経て「山背平坂」に到着したと思われる所以で、行軍途上の地名である「和珥坂」が混入したのかもしれない。

(二)『紀』||倭香山。

『日本書紀』神武天皇即位前紀戊午年九月甲子朔戊辰条の「…復有兄磯城軍、布滿於磐余邑。賊虜所拠。皆是要害之地。故道路絕塞、無處可通、天皇惡之。是夜自祈而寢。夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土以造天平瓮八十枚并造嚴瓮而敬祭天神地祇。亦為嚴咒詛。如此則虜自平伏。天皇祇承夢訓。依以將行。」とある「天香山」であり、『伊予國風土記』・逸文』天山条の「伊予國風土記曰 伊与郡 自郡家以東北 在天山

所名天山由者 倭在天加具山 自天々降時 二分而 以片端者 天降於倭國 以片端者天降於此土 因謂天山 本也」とある「天加具山」である。

飯田武郷^{二五}は、前記した武埴安彦が謀反の時、妻の吾田媛が「密來之取倭香山土、裹領巾頭而祈日」としたのは、神武天皇の故事に倣つたものとしている。「天香山坐櫛真命神社^{二六}」がある。

奈良県桜井市と橿原市の境にある「香具山」である。標高一五二米。

(三)『紀』||大坂。

『古事記』崇神天皇条に「…又仰伊賀色許男命、作天之八十毘羅訶、定奉天神地祇之社。又於宇陀墨坂神祭赤色楯矛、又於大坂神祭墨色楯矛、又於坂之御尾神及河瀬神、悉無遺忘以奉幣帛也。因此而役氣悉息、國家安平也。」とある。荻原氏は「奈良県北葛郡香芝町穴虫に大坂山口神社がある。」東西交通の要所^{二七}と述べておられる。

（四）『記』||丸邇坂・『紀』||和珥武錄坂。

丸邇坂につき本居宣長は「神名帳に、大和國添上郡、和邇坐赤坂比古神社、又和邇下神社あり、山城へ行には、此坂を越ゆる道次なり」と述べ、「和爾村今もあり、那良の南方なり、雄略紀に、春日和珥臣ともあるは、上代には、此あたりまで春日の地なりしなり」と注記している。『日本書紀』神武天皇即位前紀己未年春二月壬辰朔辛亥条に「命諸將、練士卒。是時層富県波哆丘岬有新城戸畔者。又和珥坂下有居勢祝者。臍見長柄丘岬有猪祝者。此三處土蜘蛛並恃其勇力不肯來庭。」とある。

和珥武錄坂につき飯田武郷は「記には丸邇坂とあり、此地の事は神武紀に云り、武錄坂は、大和志に、添上郡金鉗丘在櫻木村とあれと、詳ならず。さて此地は、磯城の京より、山城へ行に、此坂を越る道次なり」と述べている。

『古事記』の「丸邇坂」と『書紀』神武天皇即位前紀の「和珥坂」は、おそらく同一個所であろう。

この坂は、「武鑄」の二字が混入しているが、前記(一)で述べたように

現在の「奈良県天理市和爾町の坂」である。尚、櫻本町は和爾町と隣接している。^(四五)

(ト)『紀』||那羅山。

「大和國添上郡」^(四六)である。後に「あをによし寧樂の京師は咲く花のにほふがごとく今盛なり」と歌われる「ナラ」の語源となつた説話である。

この那羅山は後に、『古事記』垂仁天皇条に「那良戸」の名で載つて

いるが、本居宣長は、『万葉集』に「空みつ 大和の国 あをによし

寧山越えて 山代の 管木の原 ちはやぶる 宇治の渡 瀧の屋の 阿

後尼の原を 千歳に おつる事無く 万歳に あり通はむと 山科の

石田の社の 皇神に 幹神取り向けて 吾は越え往く 相坂山を、一と

ある「寧山越えて 山代の 管木の原」^(四七)を解説して「上代より(今に

て、出雲国に下るには、山代丹波などを経て行なり」と述べている。

飯田武郷はさらに、「今郡山街道といひ、歌姫越と云る。」^(四八)と所

ある「寧山越えて 北方(山城)より、倭国に出入大道なり、さて此戸より出

至るまで、」^(四九)北方(山城)より、倭国に出入大道なり、さて此戸より出

て、出雲国に下るには、山代丹波などを経て行なり」と述べている。

飯田武郷はさらに、「今郡山街道といひ、歌姫越と云る。」^(四八)と所

ある「寧山越えて 北方(山城)より、倭国に出入大道なり、さて此戸より出

て、出雲国に下るには、山代丹波などを経て行なり」と述べている。

現在の奈良市奈良坂町と京都府相楽郡木津町を結ぶ道か。

(チ)『記』||山代之和訶羅河(伊杼美・伊豆美)・『紀』||輪韓河(挑

河・泉河)。

『和名抄』山城国相楽郡条に「水泉〔以豆美〕」^(五〇)があり、『万葉集』

に「妹が門入り泉川の常滑にみ雪残れりいまだ冬かも」とあり、『延喜

式』雜式に「凡山城国泉河樺井渡瀬者、官長率東大寺工等、毎年九月上

旬造假橋、来年三月下旬壞收。其用度以除帳得度田地子稻一百束充之」とある。

本居宣長の言う「泉川の旧名」であり、「現在の木津川」である。^(五一)

(リ)『紀』||羽振庵・『記』||波布理曾能。^(五二)

『和名抄』山城国相楽郡条に「祝園〔波布曾乃〕」があり、『延喜式』

神名帳に「祝園神社」がある。

物語の進行上からは、『書紀』に述べるように、輪韓河(和訶羅河)の次に羽振庵(波布理曾能)が来るべきだが、『古事記』では最後の条に記している。これについて本居宣長は「(一)鵜河の事と、此祝園の事とは、泉河の渡より、久須婆までの中間にありし事どもなれば、久須婆の事より上にあるべきなれども、其追窮たる地の事を先づて、其の中間の事をば、立返りて次に云るは、事を記す一つきまなり」と述べている。

現在の京都府相楽郡精華町祝園。^(五三)

(ヌ)『紀』||伽和羅。^(五四)

後の、『古事記』崇神天皇条に次の記述がある。

「大山守命、(一)渡到河中之時、令傾其船、墮入水中。爾今乃浮出、隨水流下。即流歌曰、

知波夜夫流 宇遲能和多理邇 佐袁斗理邇 波夜祁牟比登斯 和賀毛古邇許牟

於是伏隱河邊之兵、彼廂比廂、一時共興、矢刺而流。故到訶和羅之前而沈入。故以鉤探其沈處者、繫其衣中甲而、訶和羅鳴。故号其地謂訶和羅前也。^(五五)

この「訶和羅前」につき、本居宣長は「(一)山城國綏喜郡にて、今河原村と云ある地なり、と云る、其と一にて、名の由縁は、伝の異なるなり、かくて此地の在所は、宇治川の末の綏喜郡と、乙訓郡との境を流る、あたりの川辺にて、綏喜郡の方にあるなるべし」と述べ、さらに、本論の「伽和羅」と『古事記』崇神天皇条の「訶和羅前」とは「然て地理よく叶へり」と注記している。

又、宣長は「訶和羅鳴」につき「訶和羅とは、甲に鉤の触て鳴たる音を云なり」と述べている。

『和名抄』山城国綏喜郡条に「甲作」がある。

荻原氏は「京都府綏喜郡田辺町河原の地というが、これは木津川の流域なので物語に合わない。宇治川下流にあつた地名であろう」と述べて

おられる。

(川)『記』||久須婆之渡・『紀』||屎褲（樟葉）

『和名抄』河内国交野郡条に「葛葉「久須波」」がある。本居宣長は、「淀川は泉河（現・木津川。筆者注）の末なれば、河に傍て、綴喜郡を経て、逃るを追來て、此渡に到て、追窮めたるなるべし」と述べ、「今も楠葉村ありて、須を濁り、波を清て呼なり」と注記している。現在の「大阪府枚方市楠葉にあつた、淀川の渡し場」である。

(ヲ)『記』||鵜河。

本居宣長は「かく云地名、物に見えず、今も聞えず、猶考ふべし」と述べ、「号其河とあるによりて、泉河の一名と心得るは違へり、其同川の流れにはあれども、此は別に一處にて云る名なり、木津渡より楠葉渡までの間にあるべし」と注記している。荻原氏は「淀川の一名か」とさされている。

個有名詞とすれば、地勢からして、泉河（現・木津川）か淀川の可能性が強い。尚、淀川をはさんで楠葉の対岸や、下流に「鵜殿」（高槻市）がある。((フ)『紀』||我君。『延喜式』神名帳に「和伎坐天乃夫支壳神社」がある。本居宣長は、この和伎坐天乃夫支壳神社につき「此社は、今大平尾小平尾兩村の間に、涌社と云ありて、其社中に、涌出宮と申す社是なり、和伎を涌にとりなしたるなり」と注記している。現在の京都府相楽郡山城町の地。

(ガ)『姓氏録』||兎田墨坂。

『日本書紀』神武紀即位前紀戊午年九月甲子朔戊辰条に「天皇陟彼菟田高倉山之巔、瞻望域中。時國見丘上則有八十裏帥。又於女坂置女軍、男坂置男軍、墨坂置燧炭。其女坂男坂墨坂之号由此而起也。復有兄磯城軍、布滿於磐余邑。賊虜所拠、皆是要害之地。故道路絕塞無通可通。天皇惡之。是夜自祈而寢。夢。有天神訓之曰、宜取天香山社中土、以造天平盆。

八十枚。并造嚴益而敬祭大神地祇。亦為嚴咒詛。如此則虜自平伏。天皇祇承夢訓。」とあり、墨坂の地名説話を載せている。

この後、八十裏帥を討つた天皇は、残る裏帥・兄磯城と対戦することになるが、その模様を同十有一月癸亥朔己巳条で「ト時椎根津彦計之曰、今者宜先遣我女軍、出自忍坂道、虜見之、必尽銳而赴。吾則駆馳勁卒直指墨坂、取菟田川水以灌其炭火、憚忽之間出其不意、則破之必也。天皇善其策、乃出女軍以臨之。虜謂大兵已至、畢力相待。先是皇軍攻必取、戰必勝。而介胄之士、不無疲弊。故聊為御詔以慰將卒之心焉。」果以男軍越墨坂、從後夾擊破之、斬其裏帥兄磯城等」と述べている。

又、『日本書紀』崇神紀九年春三月甲子朔戊寅条に「天皇夢有神人、誨之曰、以赤盾八枚、赤矛八竿、祠墨坂神、亦以黑盾八枚、黑矛八竿、祠大坂神」とあり、さらに夏四月甲午朔己酉条に「依夢之教、祭黒坂神、大坂神」とある。

神武紀・崇神紀共に「墨坂」を戦略上の重要な拠点として描いている。

さらに、『古事記』崇神天皇条には「此天皇之御世、役病多起、人民為尽。爾天皇愁歎而。ト又仰伊迦賀色許男命、作天之八十毘羅訓、定奉天神地祇之社。又於宇陀墨坂神、祭赤色楯矛、又於大坂神祭墨色楯矛、又於坂之御尾神及河瀬神、悉無遺忘以奉幣帛也。因此而役氣悉息、國家安平也」とあり、こ、では國家鎮護の場所として記されている。

佐伯有満氏も「奈良県宇陀郡榛原町萩原の西にある坂」と指適すると共に、「大和中央部と伊勢を結ぶ要路上の地」と述べておられる。

(ヨ)『記』||相津

「福島県の会津」である。

『和名抄』陸奥国条に「会津郡」がある。『万葉集』に「会津嶺の国坂置男軍、墨坂置燧炭。其女坂男坂墨坂之号由此而起也。復有兄磯城軍、

荻原氏は「ト當時の大和朝廷の軍事力がここまで及んだことには疑問があるが、会津が北陸道・東海道の両方から流傳された京畿文化の合流

地であることは、大沼郡会津高田町の伊佐須美神社の行事にうかがわれる。この神社は伊勢神宮・熱田神宮の朝・夕の田植に対し、昼夜植の行事が伝えられ、両神宮と合わせて三古社と称されている。そのほか、天平弘仁式の薬師如来などの仏像も会津盆地に集中してみられる」と述べておられる。

荻原氏は、当時の大和朝廷の軍事力が、会津地方まで及んだことには、疑問を呈しておられるが、宣長は前記した『姓氏錄』難波忌寸条に「大彦命之後也、阿倍氏遠祖大彦命、磯城瑞離宮御宇天皇御世、遣治蝦夷之時」とある事實を取り上げ、「是此命の、陸奥まで往しし證なり」と述べている。

確かに、畿内では大毘古命ゆかりの地名を、かなり詳細に載せながら、次に概括的に高志国と記し、いきなり会津にとんでいる。しかも、『書紀』に記載がないなど、疑問点もないではない。

しかし、荻原氏も指摘しているように、伊勢・熱田両神宮に匹敵する古神社があり、しかも、その後の東北の要としての殷賾ぶりを見る時、崇神朝の國家統一事業の一拠点として、会津が重要視されたであろうことは、十分に想像される。

又、『続日本紀』称徳紀神護景雲三年三月己巳朔辛巳條に「会津郡人外正八位下丈部庭虫等二人阿倍会津臣」^{モト}とある。

阿部氏は『姓氏錄』に「阿部朝臣。孝元天皇皇子大彦命之後也」とあるように、本論の「大彦命」の後裔とされており、天武天皇十三年十一月に大三輪君・中臣連ら凡五十二氏と共に「朝臣」を賜姓されている。神護景雲三年（西暦七六九年）に「阿倍会津臣」を賜姓された「会津郡人」丈部庭虫は、大彦命が会津に進軍した際に残した、何んらかの足跡の結果とみることもできるのではないか。

大毘古命は、どのような経路をたどって会津へ入ったであろうか。

後に、いわゆる延喜式官道に置かれた「駅馬」「伝馬」は、いずれも越後国から陸奥国会津郡への経路上には置かれていない。

高志國から相津に入った大毘古命と東方から相津に入った建沼河別とが「往一遇」につき、本居宣長は「往一遇とは、建沼河別命は、東方十二国を、次第に言向下り賜ひ、大毘古命は、越の国々を言向つゝ、下り賜

ひて、陸奥にて、二方より一に行会賜へるを云、会津は今も、東海道より下る道と、北陸道より下る道と、行会ふ地なり」と述べさらに「今世東海道より下る道は、常陸國より陸奥に入り、赤館白河などを経て、会津に至る。又北陸道より下るは、越後國より二道ありて、会津に至る。一は新発田よりゆく、これ大道なり。今一は長岡よりゆくなり。古と今とは、道路も彼此変りたるべけれども右の道々、大抵はいたく変れることもあるまじきなり」と注記している。

宣長の述べるところに従い、予想される経路を現在地に比定すると、次の二経路が考えられる。

(1) 新潟県長岡市→古志郡山古志村→北魚沼郡守門村→同郡入広瀬村→(前毛猛山の六十里越を越える)→福島県南会津郡只見町→大沼郡金山町→同郡三島町→河沼郡柳津町→大沼郡会津高田町
(2) 新潟県新発田市→北蒲原郡笛神村→同郡安田町→東蒲原郡三川村→同郡津川町→(越後山脈の鳥井峠を越える)→福島県耶麻郡西会津町→河沼郡会津坂下町→大沼郡新鶴村→同会津高田町。

[注] 一、校注・訳 荻原浅男 鴻巣隼雄へ日本古典文学全集『古事記・上代歌謡』小学館・刊。昭和五十七年。一九〇一二頁。

二、編輯者 黒坂勝美・国史大系編集會へ新訂国史大系『日本書紀・前篇』吉川弘文館。昭和五十六年。一六三一七頁。

三、佐伯有清著へ『新撰姓氏錄の研究・本文篇』河内國別吉川弘文館。昭和四十七年。一九八頁。

- 四、前掲二注・△『日本書紀・後篇』▽吉川弘文館。昭和五十七年。
三〇頁。
- 五、六、前掲四注・一一一二頁。
- 七、安本美典著『神武東遷』中央公論社。昭和五六。三三頁以下。
安本氏は本書の中で、上代における天皇一代の平均在位年数を
「一〇・三三年」と算出しておられる。
- 八、飯田武郷著『日本書紀通釋・第二』冬至書房新社。昭和五六。
一三七二頁。
- 九、前掲一注・一八四頁。
- 一〇、前掲二注・一五八頁。
- 一一、編集校訂 大野晋・大久保正△『本居宣長全集第十一卷『古事記伝
三』』卷二三水垣宮卷▽筑摩書房。昭和五十一年。三頁。
- 一二、池邊彌著△『和名類聚抄郡郷里驛名考證』大和国城上郡・城下郡
条▽吉川弘文館刊行。昭和五十六年。二二六一三二頁参照。
- 一三、編輯者 黒板勝美・国史大系編修會△『新訂増補国史大系『延喜式・前
篇』』卷九神祇・大和国城上郡条▽吉川弘文館刊行。昭和五十六年。
一九一頁一二頁参照。
- 一四、前掲一注・一八二頁の頭注。
- 一五、前掲一注・四〇頁。
- 一六、前掲一注・一八八頁の頭注。
- 一七、鎌田純一△『先代舊事本紀の研究・校本の部』卷一〇国造本紀▽
吉川弘文館刊行。昭和四十五年。三二二一五頁。
- 一八、前掲一二注・四九四一五二九頁。
- 一九、編集委員 竹内理三他『日本歴史地図 原始・古代編(下)』柏
書房。一九八二年。二九一頁。
- 二〇、三、前掲二注・四四一五頁。
- 二一、前掲一注・一八八頁の頭注。
- 二二、前掲二注・一九一頁。
- 二三、前掲二注・△『山城國相楽郡条』。二〇六頁。尚、池邊彌氏は前
掲書の「水泉」の個所で「泉」の語句を例示されていて。それによ
ると『万葉書』では「泉州」(一〇五四番、角川文庫版・上、二二
一頁)・「泉河」(『五〇番。同・上、六〇頁。』)「一七〇八番、
- 二四、前掲二注・一一九一二〇頁。
- 二五、秋本吉郎校注△『日本古典文学大系2『風土記』』岩波書店刊行。
昭和三十三年。四九六頁。
- 二六、前掲八注・一一四七一八頁。
- 二七、前掲二注・一大和国十市郡条▽。一九五頁。
- 二八、ヘエリアマップ・分県地図3『奈良』▽昭文社。昭和五十八年。
- 二九、前掲一注・一八六頁。
- 三〇、前掲一注・一八五頁の頭注。尚、「大坂山口神社」は、神名帳・
大和国葛下郡十八座の中に入っている。
- 三一、前掲一一注・五一頁。尚、「和邇坐赤坂比古神社」と「和邇下神
社」は、前掲一三注・大和国添上郡条を参照。
- 三二、前掲二注・一二八一九頁。
- 三三、前掲八注・一三八八頁。
- 三四、前掲二七注。
- 三五、前掲八注・一三八九頁。
- 三六、武田祐吉校註△『萬葉書・上巻』雑歌・三二八番▽角川文庫。一
一〇頁。
- 三七、前掲一注・二〇五頁。
- 三八、前掲三六注・△『下巻』・三二三六番▽。九一頁。
- 三九、前掲一一注・△『卷二五玉垣宮』。一二四頁。
- 四〇、前掲八注・一三八九頁。
- 四一、前掲二七注。

大毘古命＝大彦命について

- 同・上、二八七頁。」「三三一五番、同・下、一〇八頁」などの名が挙げられている。
- 四三、前掲三六注・△一六九五番▽。二八六頁。
- 四五、前掲一三注・△『延喜式・後篇』卷五〇雜式▽。九九七頁。
- 四五、前掲一一注・五二頁。
- 四五、前掲一注・一八九頁の頭注。
- 四五、前掲一二注・二〇七頁。
- 四五、前掲一注・二〇七頁。
- 四五、前掲一注・一八九頁の頭注。
- 四五、前掲一一注・五六頁。
- 四五、前掲一注・一九〇頁の頭注。
- 四五、前掲一注・二六一頁。
- 四五、前掲一一注・△卷三三明宮▽。五三五ー六頁。
- 四五、前掲一二注・△山城國綴喜郡条▽。二〇五頁。
- 四五、前掲一注・二五九ー六〇頁の頭注。
- 四五、前掲一二注・△河内国交野郡条▽。二四九頁。
- 四五、前掲一一注・五四頁。
- 四五、前掲一注・一九〇頁の頭注。
- 四五、前掲一一注・五五頁。
- 四五、前掲一注・一九〇頁の頭注。
- 四五、前掲二七注・△27『大阪』▽。昭和五十七年。
- 四五、前掲一三注・△山城國相楽郡条▽。一八六頁。
- 四五、前掲一一注・五六頁。
- 四五、前掲二七注・△27『新潟』▽。昭和五七年。及び△7『福島』▽。
- 四五、前掲二七注・△15『新潟』▽。昭和五八年。
- (了)
- （文中、本居宣長の「古事記伝」など、「片假名」のルビは全て「平仮名」に改めました。）
- 一七、前掲二注・一一九ー二〇頁。
- 一七、前掲二注・一二五ー六頁。
- 一七、前掲二注・一六二ー三頁。
- 六六、前掲一注・一八五一六頁。
- 六九、前掲三注・△考證篇第二▽。吉川弘文館。昭和五七年。四二〇頁。
- 七〇、前掲一注・一九〇頁の頭注。
- 七一、前掲一二注・四六八頁。
- 七二、前掲三六注・△『下巻』、三四二六番▽。一二四頁。
- 七三、前掲一注・一九〇頁の頭注。
- 七四、前掲一一注・五八頁。
- 七五、前掲三注・△左京皇別▽。一五九頁。
- 七六、前掲四注・三七三ー四頁。
- 七九、船木勝馬『アジア紀年表』平凡社。
- 八〇、前掲四四注・△卷二八兵部省▽。七一三ー四頁。
- 八一、前掲一一注・五八頁。

七五、「伊佐須美神社」は『延喜式』神名帳陸奥国会津郡条に載っている(前掲一三注・二六〇頁参照)。

七六、編輯者 黒板勝美・国史大系編修會△新訂国史大系『続日本紀・後篇』▽吉川弘文館。昭和五十七年。三六二頁。

七八、前掲三注・△考證篇第二▽。吉川弘文館。昭和五七年。四二〇頁。

七八、前掲一注・一九〇頁の頭注。

七八、前掲二注・一九〇頁の頭注。

七八、前掲三注・△考證篇第二▽。吉川弘文館。昭和五七年。四二〇頁。